平成２９年（フ）第７７７号
大阪市西成区山王２丁目13番21号　平和ハイツ　203号
債務者　髙木　　学
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第７９６号
大阪市住之江区北加賀屋５丁目６番25号　レインボー21Ⅱ201号
債務者　安田勝昌こと　安　　勝昌
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８１５号
大阪府寝屋川市大利元町25番４号（302号）
債務者　笠間　結花
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第８２２号
大阪市東淀川区大桐４丁目３番24号、前住所大阪市此花区北港白津２丁目１番56号
債務者　石曽根　龍
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３４号
静岡県浜松市北区細江町三和532番地の６
債務者　藤本　　駿
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月28日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第４３号
静岡県湖西市新居町中之郷3888番地　フォーブルレイクビューＣ棟202号
債務者　板垣　雅子
1　決定年月日時　平成29年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月28日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第３号
大分県宇佐市大字四日市1276番地の１　和泉コーポ１号
債務者　渡部加奈得
1　決定年月日時　平成29年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月11日午後１時40分
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２６号
静岡市清水区興津中町1150番地　プレアマールⅠ―103、旧住所静岡市駿河区曲金５丁目４番27―505号
債務者　佐藤　真之
1　決定年月日時　平成29年３月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月９日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３５６号
横浜市金沢区釜利谷東７丁目３番８―301号
債務者　天野　　守
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月10日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３５７号
横浜市金沢区釜利谷東７丁目３番８―301号
債務者　天野　重美
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月10日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２７号
沖縄県沖縄市八重島２丁目12番１号　県営八重島高層住宅１棟201号室
債務者　松原　　翔
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第２８号
沖縄県中頭郡中城村字奥間３番地３
債務者　伊保ヨネ子
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２９年（フ）第７４号
東京都多摩市南野３丁目２番地の９荻久保ハイツ207
債務者　築地　直明
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月12日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１１５号
東京都立川市柴崎町３丁目７番５号ルミエール小室704号
債務者　新家　敏明
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月17日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部